

川崎市一時保育システム 減免申請の手続き方法

1. 【利用料減免申請フォーム】をクリック

【研修環境】川崎市一時保育システム

お知らせ
お知らせはありません。

施設を探す My施設

予約状況を確認する 利用履歴

各種リンク
一時保育制度について (川崎市HP)
利用料減免申請フォーム

2. 【次へ進む】をクリック

受付終了日
随時受付

お問い合わせ先
こども未来局保育幼児・教育部保育第1課
メールによるお問い合わせ: ☒
電話番号: 0442002662

次へ進む >

あとで申請する

3. 申請内容を入力

過去申請を使用する

(研修環境用)一時保育利用料減免申請フォーム

申請者(保護者)氏名 **必須**

姓 名
橘 花子

申請者(保護者)氏名(フリガナ) **必須**

姓(カタカナ) 名(カタカナ)
タチバナ ハナコ

4. 【アップロードするファイルを選択】をクリックし、添付書類をアップロードする。

添付書類(住民票) **必須**

住民票を提出してください。(続柄、筆頭者が省略されていないもの)
※申請日の属する月の初日から遡って6か月以内に発行されたもの

アップロードするファイルを選択

5.きょうだいの住民票について該当するものにチェックを入れる

きょうだいの住民票について 必須

「保護者」と「利用児童のきょうだい」の住民票について、該当するものを選択してください。

選択解除

- 住民票上の世帯が同じである（住民票が1つである）
- 住民票上の世帯は別だが、住民票上の住所は同じである
- 住民票上の世帯も住所も別だが、同居している
- 住民票上の世帯も住所も別で、別居しているが、経済的援助、定期的な音信・訪問をしている
- 上記のいずれにも該当しない

6.同意するにチェックを入れる

同意事項 必須

- ・本フォームにおける申請日とは、不備のない申請を行った日となります。
- ・申請日からの減免適用となり、原則、遡及適用はいたしません。
- ・本申請の内容は、審査完了後、一時保育を利用する施設に共有されます。
- ・一時保育システムへの反映は、利用施設との面談が完了してから数日後となります。
- ・減免有効期間内であっても、要件に該当しなくなった場合は施設に申出をしてください。また、要件に該当していないことが発覚した場合、利用後であっても該当しなくなった日まで遡及して減額分をお支払いいただきます。

上記に同意します

次へ進む >

保存してあとで申請する

< 戻る

7.入力した内容を確認し、【申請】をクリック

きょうだいの住民票について

住民票上の世帯が同じである（住民票が1つである） 修正する

同意事項

上記に同意します 修正する

申請する >

< 戻る

8.申込番号を控えるか、印刷してください。

申請を受け付けました。
順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。
なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

54960209

< ホームに戻る

申請完了